

「福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品運用ガイドラインの一部改定について」
(令和2年11月24日付け2農振第6064号農山漁村振興課長通知)
新旧対照表 正誤表

令和3年4月1日

○ 福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品ガイドラインの一部改定について(新旧対照表)

改 定 後	現 行
<p>第2章 電子納品の試行案件 (略)</p> <p>3-1-2 電子納品対象工事の場合</p> <p>第1章 電子納品 第1条・第2条(略)</p> <p>第3条 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づいて提出するが、写真の撮影要領等は「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準[3]写真管理基準」及び「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領」に基づくものとする。ただし、着工前写真および竣工写真はアルバム形式に整理し印刷したものを1部提出すること。(この場合、印刷時は300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。)</p> <p>3-1-3・3-1-4 (略)</p> <p>3-2 積算上の取り扱い (略)</p> <p>3-3 発注図の準備 (略)</p> <p>発注者は、CAD 製図基準に準拠して作成された発注図の CAD データを準備できる場合は、必要な加工をして、受注者に引き渡してください。CAD データのフォーマットは、前述の1-5(3)にあるとおり、SXF(SFC)形式とします。発注図の CAD データを受注者に引き渡す際に必要な作業は以下のとおりです。(詳細については、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」の「8.1. 発注図面の作成」を参照)</p> <p>(略)</p> <p>3-4 事前協議 3-4-1~3-4-4 (略)</p> <p>3-5 電子成果品の作成 3-5-1 電子成果品の原本性確保とラベル面の表記 (略)</p>	<p>第2章 電子納品の試行案件 (略)</p> <p>3-1-2 電子納品対象工事の場合</p> <p>第1章 電子納品 第1条・第2条(略)</p> <p>第3条 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づいて提出するが、写真の撮影要領等は「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準[3]写真管理基準」及び「農林水産部(林務関係)工事施工管理実施要領」に基づくものとする。ただし、着工前写真および竣工写真はアルバム形式に整理し印刷したものを1部提出すること。(この場合、印刷時は300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。)</p> <p>3-1-3・3-1-4 (略)</p> <p>3-2 積算上の取り扱い (略)</p> <p>3-3 発注図の準備 (略)</p> <p>発注者は、CAD 製図基準に準拠して作成された発注図の CAD データを準備できる場合は、必要な加工をして、受注者に引き渡してください。CAD データのフォーマットは、前述の1-5(3)にあるとおり、SXF(SFC)形式とします。発注図の CAD データを受注者に引き渡す際に必要な作業は以下のとおりです。(詳細については、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン」の「8.1. 発注図面の作成」を参照)</p> <p>(略)</p> <p>3-4 事前協議 3-4-1~3-4-4 (略)</p> <p>3-5 電子成果品の作成 3-5-1 電子成果品の原本性確保とラベル面の表記 (略)</p>

誤

令和3年4月1日

○ 福岡県農林水産部(林務関係・水産関係)電子納品ガイドラインの一部改定について(新旧対照表)

改 定 後	現 行
<p>第2章 電子納品の試行案件 (略)</p> <p>3-1-2 電子納品対象工事の場合</p> <p>第1章 電子納品 第1条・第2条(略)</p> <p>第3条 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づいて提出するが、写真の撮影要領等は「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準[3]写真管理基準」及び「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理実施要領」に基づくものとする。ただし、着工前写真および竣工写真はアルバム形式に整理し印刷したものを1部提出すること。(この場合、印刷時は300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。)</p> <p>3-1-3・3-1-4 (略)</p> <p>3-2 積算上の取り扱い (1) 工事 (略) (2) 業務委託</p> <p>業務成果品の電子納品に係る費用については、「電子成果品作成費」で計上する。</p> <p>3-3 発注図の準備 (略)</p> <p>発注者は、CAD 製図基準に準拠して作成された発注図の CAD データを準備できる場合は、必要な加工をして、受注者に引き渡してください。CAD データのフォーマットは、前述の1-5(3)にあるとおり、SXF(SFC)形式とします。発注図の CAD データを受注者に引き渡す際に必要な作業は以下のとおりです。(詳細については、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」の「8.1. 発注図面の作成」を参照)</p> <p>(略)</p> <p>3-4 事前協議 3-4-1~3-4-4 (略)</p> <p>3-5 電子成果品の作成 3-5-1 電子成果品の原本性確保とラベル面の表記 (略)</p>	<p>第2章 電子納品の試行案件 (略)</p> <p>3-1-2 電子納品対象工事の場合</p> <p>第1章 電子納品 第1条・第2条(略)</p> <p>第3条 工事写真は、「デジタル写真管理情報基準(国土交通省)」に基づいて提出するが、写真の撮影要領等は「農林水産部(水産林務関係)工事施工管理基準[3]写真管理基準」及び「農林水産部(林務関係)工事施工管理実施要領」に基づくものとする。ただし、着工前写真および竣工写真はアルバム形式に整理し印刷したものを1部提出すること。(この場合、印刷時は300dpi以上のフルカラーで出力し、インク、用紙等は通常の使用で3年間程度以上の期間に顕著な劣化が生じないものとする。)</p> <p>3-1-3・3-1-4 (略)</p> <p>3-2 積算上の取り扱い (1) 工事 (略) (2) 業務委託</p> <p>測量業務成果品の電子納品に係る費用については、諸経費率に含まれます。</p> <p>コンサルタント的調査業務及び設計業務等成果品の電子納品に係る費用については、現行の「報告書作成費(印刷製本費)」を「電子成果品作成費」と改め、現行の積算と同様とします。</p> <p>3-3 発注図の準備 (略)</p> <p>発注者は、CAD 製図基準に準拠して作成された発注図の CAD データを準備できる場合は、必要な加工をして、受注者に引き渡してください。CAD データのフォーマットは、前述の1-5(3)にあるとおり、SXF(SFC)形式とします。発注図の CAD データを受注者に引き渡す際に必要な作業は以下のとおりです。(詳細については、「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン」の「8.1. 発注図面の作成」を参照)</p> <p>(略)</p> <p>3-4 事前協議 3-4-1~3-4-4 (略)</p> <p>3-5 電子成果品の作成 3-5-1 電子成果品の原本性確保とラベル面の表記 (略)</p>

正